

# 青森公立大学戦略的研究助成事業取扱要領

平成30年5月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、青森公立大学（以下「本学」という。）における戦略的研究助成事業の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「戦略的研究助成事業」とは、学長が本学の教育研究上有意義と認められるものについて、教員に対して戦略的研究費を支給し、当該教育研究活動の支援等を行うことをいう。

(種類)

第3条 戦略的研究助成事業は、次の3種とするものとし、学長が決定する。

- (1) 公募型 本学専任教員を対象に募集するもの
- (2) 指名型 学長が、本学の教育研究上有意義と認める取組を行うため、教員を指名するもの
- (3) 顕彰 学長が、著しく高い研究成果であり本学の地位をも高めたと認めるものを顕彰するもの

(公募型の手続)

第4条 前条第1号に定める戦略的研究助成事業の募集は、原則として当該実施年度の春学期に行うものとし、戦略的研究助成事業申請書（様式第1号）により学長に申請するものとする。

2 前項の申請は、外部資金の獲得活動を行っていないなければならない。

(意見聴取)

第5条 学長は、第3条各号の事業を決定しようとするときは、部局長会議及び教育研究審議会から意見を求めることができる。

(通知等)

第6条 学長は、前条において決定した結果について、速やかに対象者に通知するとともに、部局長会議、教育研究審議会及び教授会に報告するものとする。

(報告書の提出)

第7条 第3条第1号及び第2号により実施する事業（以下「採択事業」という。）は、終了後1箇月以内に、報告書（様式第2号）を学長に提出するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第8条 採択事業の実施に伴い生じた知的財産権の取扱いについては、学長が決定する。ただし、疑義が生じるおそれがある場合は部局長会議において協議することができる。

(庶務)

第9条 戦略的研究助成事業に係る庶務は、事務局総務企画グループにおいて処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、戦略的研究助成事業の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要領は、平成30年5月1日から実施する。

(「青森公立大学戦略的研究助成事業の取扱いについて（平成25年5月1日制定）」の廃止)

2 「青森公立大学戦略的研究助成事業の取扱いについて（平成25年5月1日制定）」は廃止する